



中国会計税務実務

2020年第29号

今回のテーマ：中国（上海）自貿試験区臨港新地区の重点産業の企業所得税政策について

「中国（上海）自由貿易試験区臨港新地区の総合方案に関する通知」（国発〔2019〕15号）（以下、「通知」）に基づき、財政部税務総局は中国（上海）自由貿易試験区臨港新地区（以下、「新地区」）の重点産業に関する企業所得税政策（財税〔2020〕38号）を通知した。

主な内容：

- ◆ 新地区で登録された、条件を満たす法人企業に対しては、設立日から5年間15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。
- ◆ “条件を満たす法人企業”は、次の(一)、(二)に加えて、(三)又は(四)のいずれかを同時に満たさなければならない。
 - (一) 2020年1月1日から新地区で登録（他の地域から移転した企業を除く）し、主たる業務として、《新地区での集積回路、人工知能、バイオケミカル、民間航空その他の重要な分野の中核リスト》（以下、「リスト」）の関連分野で、実質的な生産研究開発活動に従事する法人企業であること。

実質的な生産研究開発活動とは、企業が固定的な生産経営拠点、固定的な職員を有し、生産または研究開発活動に必要なソフトウェア及びハードウェアを備えた上で関連業務を展開することをいう。
 - (二) 企業の主な研究開発あるいは販売製品のうち、少なくとも一つのコア製品（技術）が含まれること。

コア製品（技術）とは、集積回路、人工知能、バイオケミカル、民間航空その他の重要な分野の産業チェーンの中で重要な役割を果たす、または不可欠な製品（技術）をいう。
 - (三) 投資主体条件
 - 1、国際的なニッチ市場の中でランキング上位を占めるほどの影響力を有するなど、技術力が業界の最先端である投資主体
 - 2、国内のニッチ市場をリードし、業界をリードするような技術力を有する投資主体。
 - (四) 研究開發生産条件
 - 1、一流のリーダー人材及びコアチームを有し、国内外の関連分野で長期的に研究開發生産に従事する企業
 - 2、コア技術を有し、主要製品に関し自主的に知的財産権制度を構築する能力がある企業
 - 3、産業サプライチェーンの多様化を推進し、国内産業のレベルを引き上げる企業
 - 4、ハイエンドの供給能力を有し、世界の先頭を走るあるいは国内をリードできる中核的な技術指標を持つ企業
 - 5、研究開発の成果（技術や製品）がすでに国内外の第一線の端末設備メーカーに採用されている。あるいはすでに緊密な関係にあり実質的な協力（資本関係、科学研究、プロジェクトなどを含む）を行っている企業
 - 6、国あるいは省級政府から、科学技術や産業化のための特別な資金、政府からの投資あるい

は有名な投資金融機関からの投資を受けている企業

お見逃しなく：

- 本政策は 2020 年 1 月 1 日から施行される。
- 2019 年 12 月 31 日までに、既に新地区で登録し、かつ「リスト」の業務に実質的に携わっているあるいは研究開発活動の条件を満たす法人企業は、2020 年から設立後 5 年に至るまでの間、本通知に従い実施することができる。
- 上海市財税部門は所管の産業部門と協力し、重点産業企業の認定のための具体的な管理弁法を制定し、財政部、税務総局に通達していく。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com